

元女性国税専門官からのひとこと～非永住者～

居住者にも非永住者とそれ以外がある

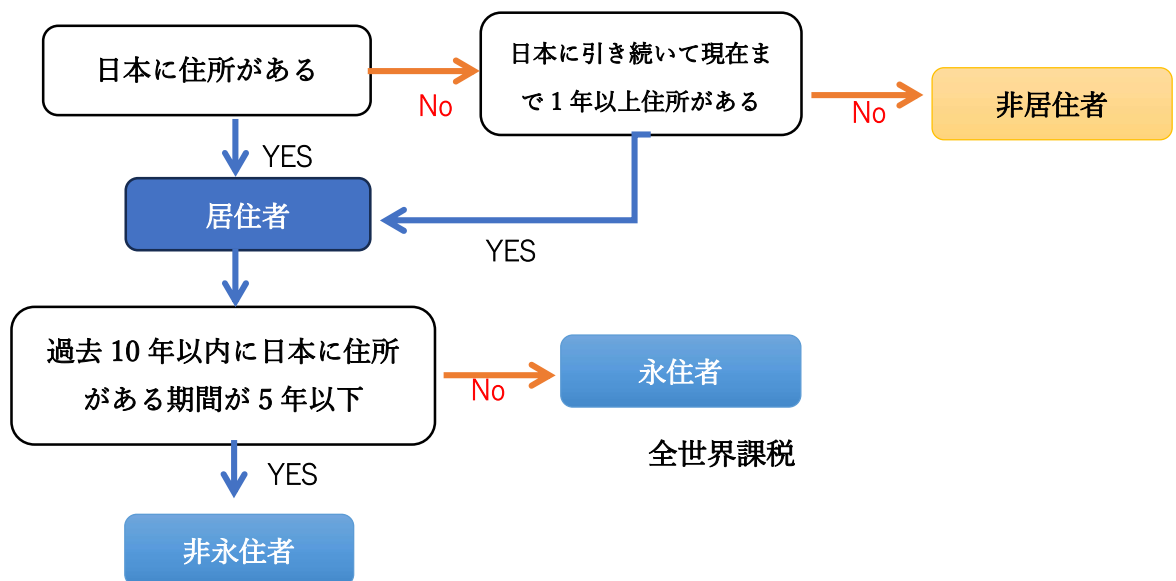
所得税は、日本の居住者か非居住者かによって課税される所得範囲が異なることはご存知だと思いますが、日本に住む外国人には、居住者になっても永住者と非永住者があり、それぞれ所得税の取り扱いに違いがあります。国際結婚や働くため長期で日本に滞在する外国籍の人も増えていますが、こういった人たちも日本に住居を構えると、ある時点から居住者になるのですが、居住者になっても一定期間「非永住者」となる期間には、通常の居住者とは課税される所得税の扱いが異なります。

非永住者とは、日本国籍を持たない外国人の居住者で、過去10年以内の日本の居住期間の合計が5年以下である個人をいいます。

日本国籍を持たない外国人でも、国外を行き来して居住者にならないければ、過去10年以内に何年日本に居住していても非永住者にはなりません。日本の税法は「属地主義」を採用しているため、このように居住形態に応じて、個人の課税ルールを決めています。属地主義とは、その国の居住者であれば、国籍を問わず課税する考え方です。日本のほか、シンガポールやマレーシアなども属地主義を採用しています。反対に、「属人主義」といって、どの国に居住しようが、その国の国籍を持っていれば、課税する考え方もあります。アメリカやフィリピンなどは属人主義を採用しています。

実務的には、確定申告のとき、「居住形態等に関する確認書」によって、外国人の方の居住形態を確認しています。

外国人の居住者（非永住者、永住者）と非居住者の違い



国内源泉所得と国外からの送金等

課税所得の範囲（外国籍の個人）

居住者	非永住者	国内源泉所得 国外源泉所得で国内において支払われたもの 国外源泉所得で国外から送金されたもの
	永住者	国内源泉所得+国外源泉所得
非居住者		国内源泉所得

非永住者は、**非国外源泉所得および国外源泉所得の国内払い・国内送金に課税**されます。

なお、非永住者の国外源泉所得（海外で稼いだ所得）は、「国内において支払われたもの」または「国外から送金されたもの」に限られています。

国外源泉所得で国内において支払われたものとは？

為替等により直接送付され、または預金口座に直接振り込まれたものが、国外源泉所得の国内払いとして、非永住者の課税所得の範囲に含まれます。

国外源泉所得で国外から送金されたものとは？

海外から日本の口座への送金、海外の口座を引き落とし口座にしているクレジットカードを日本で使用した場合などが、国外源泉所得の国内送金として、非永住者の課税所得の範囲に含まれます。

年の途中で永住者になれば、すべての所得に課税

年の途中で非永住者から永住者になれば、すべての所得（国内源泉所得+国外源泉所得）に課税されるため、注意が必要です。例えば、海外に不動産を所有していて、賃貸収入がある場合、非永住者の期間中は日本で支払われたか、または日本に送金されていなければ課税されません。しかし、年の途中で永住者になれば、その時から、国内源泉所得（日本で稼いだ所得）を含め、海外の不動産から生じた所得のすべてに課税されます。

国外から送金を受領した場合、国外源泉所得の国外払いを上限に課税

非永住者が国外から送金を受領した場合、**送金を受けた金額のすべてに課税されるのではなく、国外源泉所得の国外払いを上限に課税**されます。

<課税対象額（送金課税）の計算方法>

- ① 国外からの送金額－非国外源泉所得の国外払い
- ② 国外源泉所得の国外払い

まず、①を計算し、残余额があれば、①と②を比較し、**いずれか少ない金額**を送金課税の対象とします。**②がなければ、送金課税はありません。**

国際結婚して外国籍の配偶者と日本に居住される方は、ご注意ください。